

羽の情報便



消費税増税について①

いよいよ来年の4月から消費税増税が決定しました。みなさんの仕事はもちろんのこと、日常生活にも直接影響が出て来ます。来年の4月1日以降は消費税率8%となり、次は再来年の2015年10月1日以降に10%となる予定です。8%への増税は決定していますので、必ず押さえておいてほしいのはもちろんですが、その先の10%への増税となるスケジュールを知っておく方が重要です。10%へ増税となるかどうかは、その時の景気状況により判断されることになっています。また、軽減税率の導入も10%導入に併せて検討されることになっています。また、消費税が10%へと増税される場合には、2015年4月1日も重要な日付となります。この日は指定日と呼ばれ、この指定日の前日までに譲渡契約等を行った場合には、たとえ10%税率が適用となった日以降に売上を計上する場合においても、旧税率(この場合は8%)によって消費税を計上すれば良いという特例を受けることができます。今号では、消費税の仕組みを確認してみることになります。

- ・消費税は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であれば免税となります。最近の不景気を受けて、知らないうちに基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっている場合もあります。自分の事業が消費税の課税事業者か否か確認しましょう。
- ・消費税は、得意先から預った消費税から、仕入先等へ支払った消費税を差し引いた額を納税することになります。つまり、収入に係る消費税額から仕入・費用に係る消費税額を控除して支払うということになります。この消費税の計算・納税方法を原則(一般)課税と言います。
- ・基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、あらかじめ税務署へ届出をすることにより、簡易課税により消費税を計算・納付することができます。この場合の納付する消費税の計算方法は、得意先から預った消費税から、得意先から預った消費税額のうち一定割合(みなし仕入率)を控除して計算する方法です。業種によりみなし仕入率が異なります。
- ・消費税は赤字でも納税が必要な場合があります。赤字だからと安心してしまわず、資金繰りを考えておくことが必要となります。
- ・消費税は消費者が負担し、事業者が納税するというものです。法人税や所得税とは違う性格の税金です。従いまして、正確な額をお客様からお預かりして、それを税務署へ納税する義務があります。資金不足で納税できないということは、お預かりした消費税を使ってしまっているということですから、滞納の場合は他の税よりも厳しく徴収がされる傾向にあります。

今回のような増税では、売上に対応した消費税を正しく請求しておかないと、納税が苦しくなってしまう側面があります。

当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keirijimu.web.fc2.com>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメント(株)ホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版は、以下サイトからもお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。

今月のコラム



二〇一三年も残りわずか、年の瀬となつて、各地で、イルミネーションが鮮やかに光り輝きます。あれやこれやとしているだけで終わる一二月。今年一年を振り返り、色々反省することも多いのではないのでしょうか。今年、アベノミクスと東京オリンピック開催の決定、そして消費税率の法律通りの引上げ等、大きな話題や出来事が続きました。皆様にとっての一年はいかがでしたでしょうか? そして今年最後のイベントはやはり忘年会。忘年会の起源については、かつて鎌倉時代に一年の終わりに和歌などを詠み合うなどして優雅に年末を過ごす催しが存在したとされ、やがて江戸時代になるとその年の慰労に杯を交わして、祭り同然に騒ぎまわる風習へ変わっていったとされています。そして明治以降には学生や官僚などを問わず一般大衆に年末行事として本格的に広まる事となり、現在の忘年会の原型となったそうです。何にしても、一年の疲れや気苦労を忘れるはずの忘年会において、それらの目的を真の意味で満たす事ができる忘年会が近年ではどれだけあるのでしょうか...。そんな固い事を言わないで!と聞こえてきそうですが、年末にかけて、忘年会やクリスマスなどイベントが多くなり、暴飲暴食には気をつけて健康には十分注意して過ごしましょう。今年も一年間、大変お世話になり、ありがとうございました。来年もスタッフ一同、皆様のお役に立てるよう引き続き頑張ります。来年こそは今年以上に良い年になりますように!



会計経理事務コストを大幅カット!

一記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～
※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

月額 3,150円～
◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
<http://www.plus-management.jp>



お客様からのQ & A



インストラクターをしています。服装代について伺います。例えば同業の服装費用は業務上と分かれるのですが、インストラクターの服装代は業務用ですか？あるいは私的費用になりますか？受講生の前では、あまりにもお粗末な格好では失礼にあたると思います。ある程度の金額のものを購入しています。が、それには年間にすると結構費用が掛かっています。

家事関連費の割合ですが法的に規定はありません。あくまでも税法の得意とする「社会通念上相当と認められる金額」ということで片付けられています。税理士の間でもこの規定には頭を悩ましているところですが、したがって、そこは常識の範囲内でまとめてください。また、同業種のデータに基づく区分方法も考えられます。この方法がより説得力があります。

インストラクターの服装代ですが必要経費となるためには、私的部分が一切介入しない状態、つまり業務のみにしか使えない状態を指します。日常生活にも兼用できる服装は駄目ということになる場合もあります。

インストラクターの服装代は、よほど特別な服装でなければ無理があると思いません。

税金・保険のまめ知識 (第78回) 意外に知られていない労災保険の通院費

従業員が業務上もしくは通勤途上の事故等で負傷することがありますが、そのような場合には、労働者災害補償保険（労災保険）から様々な給付を受けることが可能です。その主な給付を挙げると以下のようなものがあります。

- ・療養（補償）給付
負傷や疾病で医療機関等にかかった場合の治療に対する給付や治療費に対する給付
 - ・休業（補償）給付
傷病で働くことができず賃金を受けられない場合に一定額の金銭給付が行われる給付
 - ・障害（補償）給付
傷病が治癒したとき身体に一定の障害が残った場合に金銭の給付が行われる給付
- あまり知られていませんが、この療養（補償）給付の中に自宅から医療機関等に通院するための費用に対する給付として、通院費に関する給付があります。そこで以下ではこの内容について説明します。
- 通院費とは移送に関する費用の給付の一部であり「災害現場等から医療機関への移送」「転医等に伴う移送」これに加え「通院」にも一定の範囲内で給付が行われるというものです。具体的には、住居地または勤務地から、原則、片道2キロメートル以上（※1）の通院であって、以下の①から③のいずれかに該当するものがその対象となっています。

- ①同一市町村内の医療機関へ通院したとき
- ②同一市町村内に適切な医療機関（※2）がないため、隣接する市町村内の医療機関へ通院したとき
(同一市町村内に適切な医療機関があっても、隣接する市町村内の医療機関の方が通院しやすいとき等も含まれます。)
- ③同一市町村及び隣接する市町村内に適切な医療機関がないため、それらの市町村を超えた最寄りの医療機関へ通院したとき

※1 片道2キロメートル未満であっても通院費の対象となることもある。

※2 適切な医療機関とは、傷病の診療に適した医療機関をいう。

この通院費については公共交通機関を利用するほか、マイカーを使用する場合にも認められています。申請は、療養（補償）給付たる療養の費用請求書で行うことになっており、タクシーを利用した際等には領収書等、証明書の添付が必要になります。なお、この添付書類は管轄する労働基準監督署によって若干の違いがあるようですので、実際に申請される際には、予め管轄の労働基準監督署にご確認ください。



12月の税務カレンダー

- 12月10日（火）
11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額の納付
- 1月6日（月）
・10月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税
法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
・1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
・法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
・4月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

- ・消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
- ・消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞
- ・給与所得の年末調整
- ・給与所得者の保険料控除申告書・住宅取得控除申告書の提出
- ・固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付



生命保険の基礎知識 (14) ~保険の約款を読んだことありますか?~

保険料の自動振替貸付（保険料の立替え）

解約返戻金の範囲内で、保険料を自動的に生命保険会社が立て替え、契約を有効に継続させる制度です。保険種類などによっては自動振替貸付が適用されない場合があります。



- ・立て替えられた保険料には、所定の利息（複利）がつきます。貸付利率は契約の時期などにより異なります。
- ・立て替えられたお金は、その全額または一部をいつでも返済できます。
- ・未返済のまま満期を迎えたり、被保険者が死亡したときは、それぞれ満期保険金・死亡保険金から、その元金と利息が差し引かれます。
- ・自動振替貸付を希望しない場合には、自動振替貸付が行われた後でも、一定期間内に解約または延長（定期）保険・払済保険への変更手続きをすれば、自動振替貸付はなかったものとされます。
- ・「契約者貸付」と合わせた元利金が解約返戻金を上回ると、保険料の立て替えができず契約は失効します。



ちよっとコーヒーブレイク！ 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき (52)

眠れないときに羊を数える理由は？



眠れないときに羊を数えるというのは、聞いたことがあると思います。ではなぜ羊を数えるのでしょうか？数を数えるというのは、とても単純な作業でそれを繰り返していくと段々と飽きてしまい、すぐに眠くなります。しかし羊を数えるというのはそれだけではないのです。英語で羊の数を数えることをcount sheepと言います。羊はsheep(シープ)、眠るはsleep(スリープ)。音が少し似ています。羊が一匹でワンシープとなり、一眠いと言っているのと同じで無意識のうちに自分に催眠をかけていることになるそうです。そしてもう一つ。sheep(シープ)を発音するときに息をshee(シー)と吸い、poo(プー)と吐きます。そうすると自然に呼吸が整い、眠りを誘う効果があるからだそうです。しかし、日本人は、通常英語では数えませんね。段々と飽きてきて、眠くなってしまおう方が考えられそうです。でも、逆に目がさえて眠気がなくなることはありませんか？（笑）

